

岩手県告示第 650 号

中小企業等協同組合の健全性の基準等を定める規程を次のように定める。

平成 19 年 9 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

中小企業等協同組合の健全性の基準等を定める規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「法」という。）第 58 条の 4 並びに中小企業等協同組合法施行規則（平成 19 年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「規則」という。）第 118 条第 1 項第 2 号、第 119 条第 5 項及び第 6 項、第 123 条、第 124 条、第 166 条第 2 項及び第 3 項の規定により、中小企業等協同組合の健全性の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(健全性の基準等)

第 2 条 知事が所管する中小企業等協同組合（法第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に関して、法及び規則に基づき、行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成 19 年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）を準用する。

附 則

この告示は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。